



芝原浄水場

白河地方広域市町村圏整備組合

水道用水供給事業の概要

計画目標年次 平成27年度

供給開始 一部通水 18,310[m³/日] 平成13年4月1日

全部通水 21,310[m³/日] 平成17年4月1日

構成市町村と一日最大供給水量

構成市町村	一日最大供給水量	備 考
白 河 市	6,800m³/日	平成17年11月7日付1市3村合併
西 郷 村	1,600m³/日	
泉 崎 村	3,510m³/日	
中 島 村	1,600m³/日	
矢 吹 町	4,800m³/日	
棚 倉 町	3,000m³/日	平成17年4月1日より供給開始
計	21,310m³/日	

水 源

福島県 堀川ダム（多目的ダム、中央コア型ロックフィルダム）

負担率 福島県70.4% 整備組合29.6%

水利権 22,900[m³/日]（0.265[m³/s]）

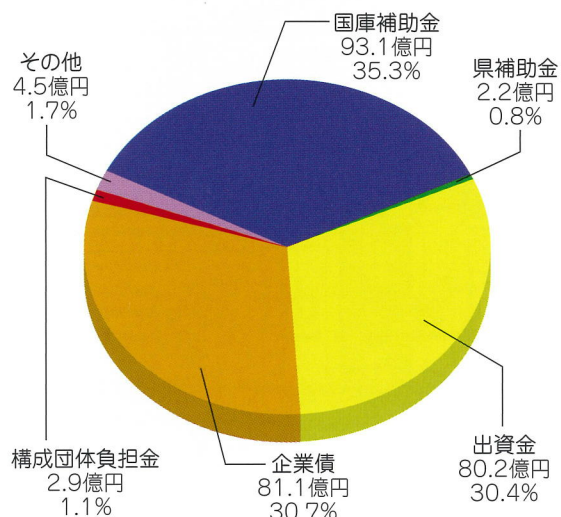
取水 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字谷津田川1番25地先（堀川ダム右岸）
フローティングゲートによるダム湖からの直接取水

創 設 事 業 費

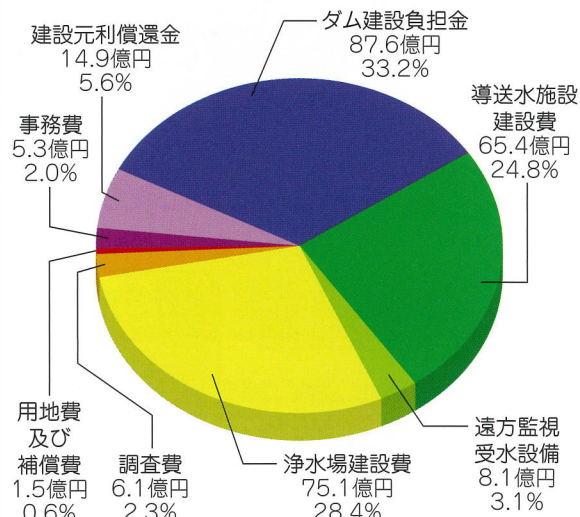
総事業費 264億円

事業期間 昭和62年度～平成12年度

収 入



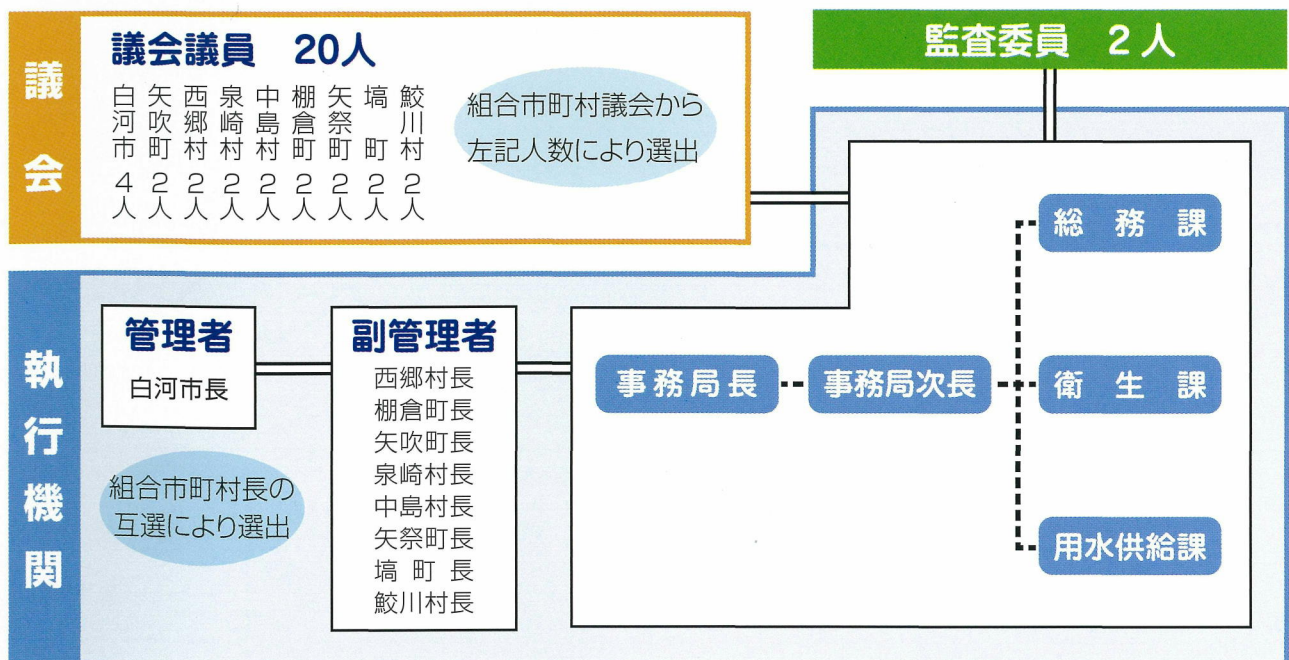
支 出

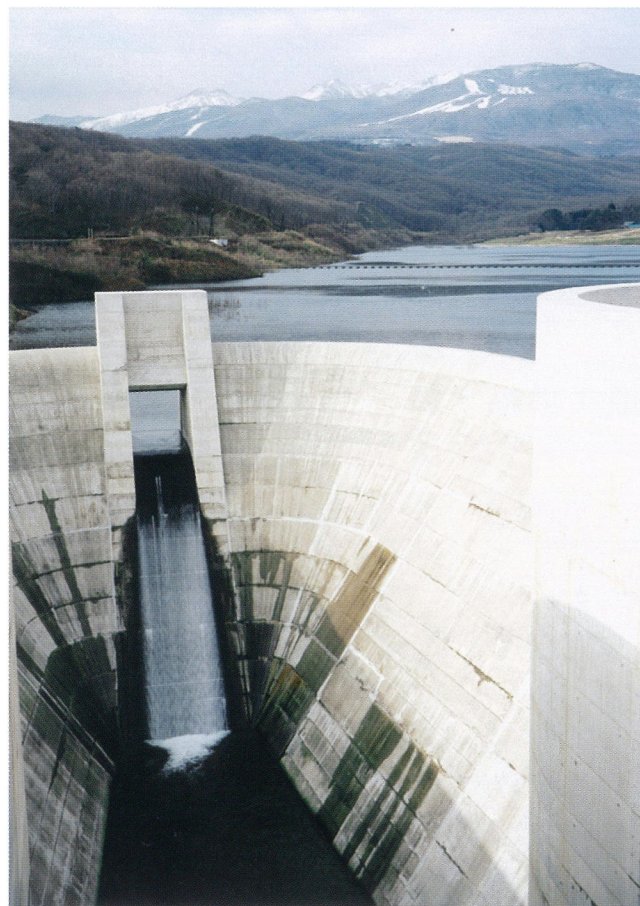


水道用水供給事業のあゆみ

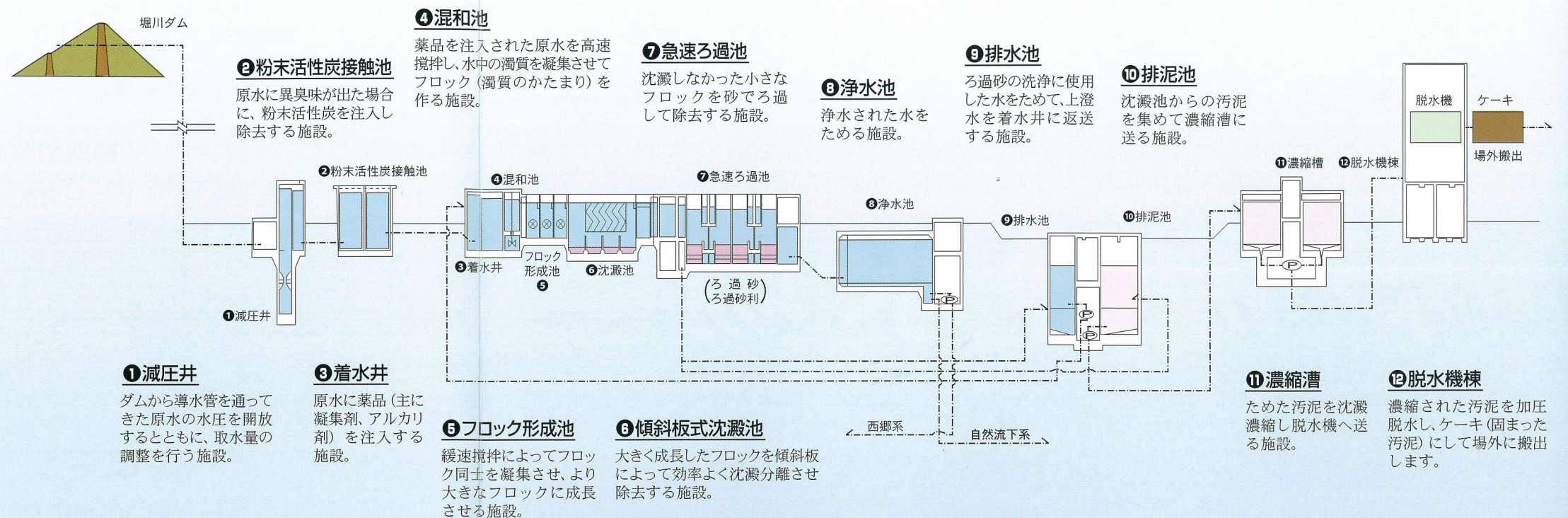
年 月 日	事 項
S60. 7. 1	堀川ダム建設対策協議会設置
S62. 5. 1	白河地方水道用水供給企業団設立準備会設置
S62. 11. 20	県知事より企業団設立の許可を得る（福島県指令地第975号） 白河地方水道用水供給企業団事務所開設（白河地方広域市町村圏整備組合内）
S62. 12. 10	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
S63. 4. 15	県知事より水道用水供給事業経営の認可を得る（福島県指令環境衛第182号）
S63. 7. 7	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
H元. 9. 7	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
H 3. 11. 18	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定：工事費概要額、負担割合
H 5. 2. 22	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定：完成期限
H 5. 7. 14	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る（建設省東北地河調発第11号）
H 7. 10. 31	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る：占用面積、完成期限
H 9. 10. 16	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定：工事費概要額
H10. 6. 30	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る：占用面積
H11. 5. 10	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定：完成期限
H12. 1. 7	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る：完成期限
H12. 11. 1	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
H12. 12. 26	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る：構造の変更
H13. 4. 1	構成8市町村に用水供給開始（18,310m ³ /日）
H16. 9 ~ H16.11	企業団を組織する市町村数の増加（棚倉町の構成市町村加入）について構成8市町村議会の議決を得る
H16. 12. 1	県知事より企業団規約の変更（棚倉町の構成市町村加入）の許可を得る
H17. 4. 1	棚倉町が構成町となり、1日最大3,000m ³ の供給を開始する
H17. 11. 7	企業団構成市町村のうち、白河市、表郷村、東村、大信村が合併し、白河市となる
H24. 3. 31	白河地方広域市町村圏整備組合並びに西白河地方衛生処理一部事務組合との統合に伴い 白河地方水道用水供給企業団が解散
H24. 4. 1	白河地方広域市町村圏整備組合並びに西白河地方衛生処理一部事務組合と統合（整備組合へ事業承継）

整備組合の組織





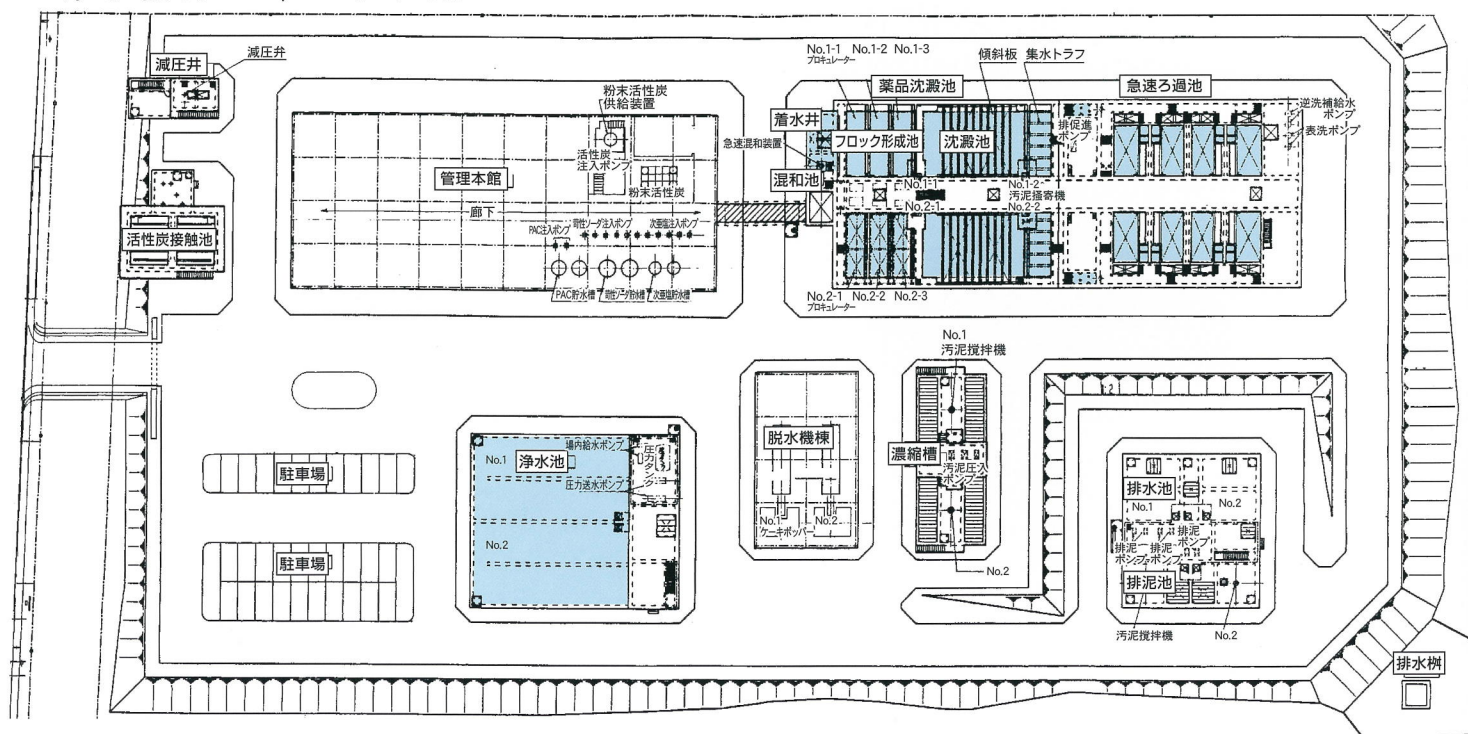
芝原浄水場処理フロー



福島県 堀川ダム（多目的ダム）
形式 中央コア型ロックフィルダム
総貯水量 5,500,000 [m³]
有効貯水量 5,200,000 [m³]
常時満水位 E.L. 609.0 [m]

浄水場平面図

名称 芝原浄水場
所在地 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11
敷地面積 20,294 [m²]
浄水能力 22,900 [m³/日]



芝原浄水場

堀川ダムから取水した原水を水道法に基づく水質基準に適合するよう浄化処理し、構成市町村受水池へ送水します。また、浄水処理された水道用水の自己検査のため、水質検査室が設けられています。芝原浄水場の特徴として、冬期の積雪による弊害を避けるため浄水処理施設に屋根が掛けられています。

中央監視室（芝原浄水場2階）

芝原浄水場内の監視制御はもちろん各受水池等の場外施設の監視制御を中央監視室から行うことができ24時間体制で浄水及び送水を行っています。

- ・CRT操作卓 2台
- ・場内監視モニタ 1台
（カメラ5台を切替え表示）





導送水施設

堀川ダム湖内フローティングゲートから直接取水された原水は、管径φ400mm・延長約4kmの導水管によって浄水場へ送られます。浄水処理された水は、管径φ600～200mm・総延長約80kmの送水管によって各市町村の受水池へ送水されます。これらの導・送水管路には、ダクトイル鋳鉄管が用いられており、離脱防止継手や伸縮可トウ管の使用と併せ耐震化が図られています。

送水管は、浄水池から直接ポンプ圧送するものと、自然流下によって送水するものとに別れています。また、自然流下系の送水管路には、高水圧を調整するための圧力調整池のほか、水圧が不足する管路においては受水池へポンプ圧送するための増圧ポンプ場が設けられています。

管路延長

路線別

導水管：ダクトイル鋳鉄管			
路線	管径[mm]	延長[m]	
導水管	φ400	3,877	
計		3,877	

送水管：ダクトイル鋳鉄管						
路線	管径[mm]	延長[m]	路線	管径[mm]	延長[m]	
1号線	φ450、350	9,193	9号線	φ300、350	4,465	
2号線	φ600	9,337	10号線	φ200	3,445	
3号線	φ450	5,559	11号線	φ200	3,801	
4号線	φ400	6,383	12号線	φ250	1,702	
5号線	φ300	4,289	13号線	φ250	191	
6号線	φ200	6,696	白河市送水管	φ300	137	
7号線	φ200	4,524	棚倉町送水管	φ250	12,300	
8号線	φ200	8,119	計		80,141	

管径別

導水管	
管径[mm]	延長[m]
φ400	3,877
計	3,877

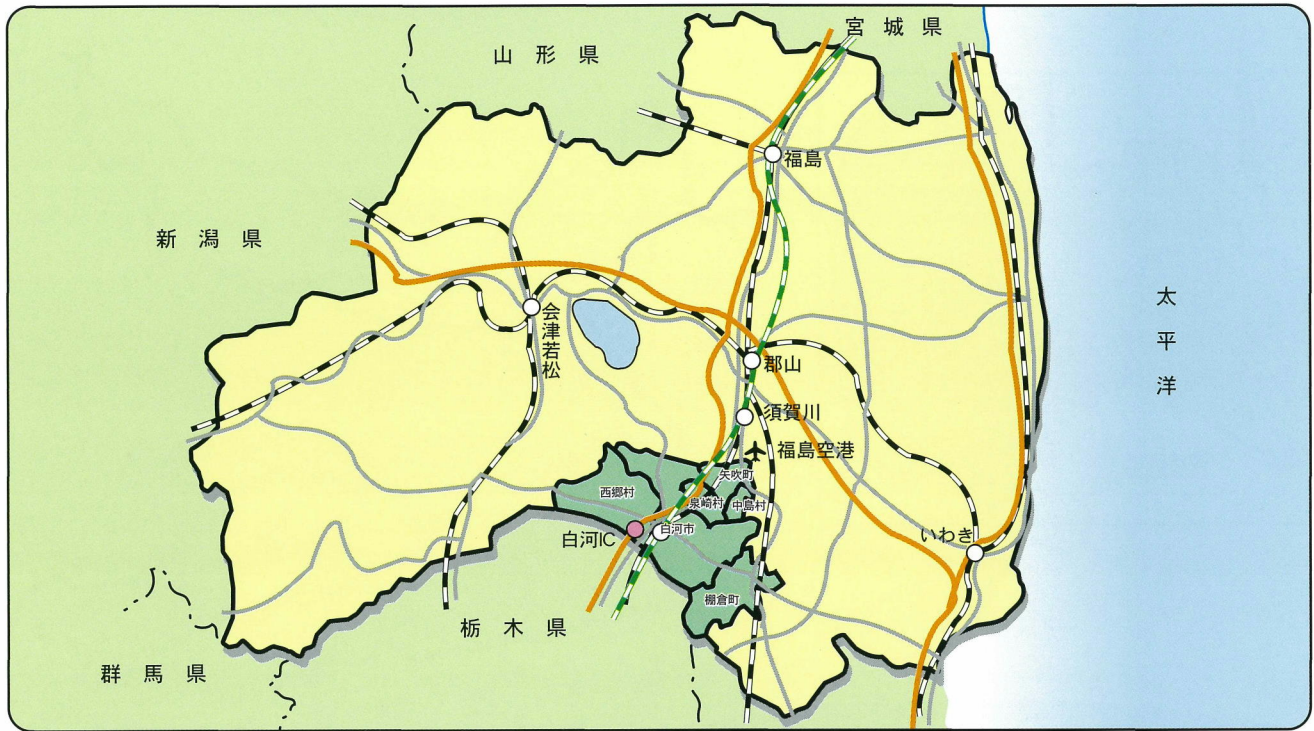
送水管	
管径[mm]	延長[m]
φ300	9,337
φ450	14,673
φ400	6,383
φ350	101
φ300	8,869
φ250	14,193
φ200	26,585
計	80,141

供給区域

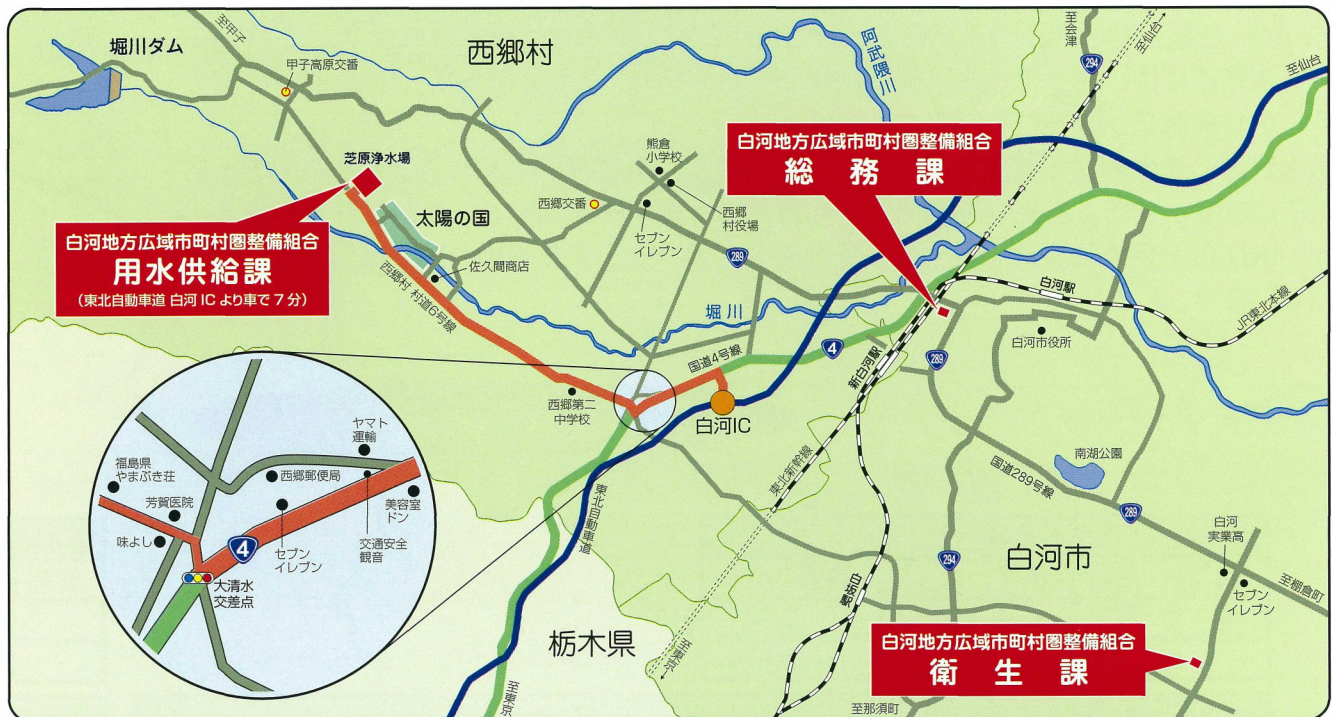


— 導水管
— 送水管

位置図



案内図



白河地方広域市町村圏整備組合

用水供給課（芝原浄水場）

住所 〒961-8071
福島県西白河郡西郷村大字真船
字芝原47番地11
電話 0248-25-5395
FAX 0248-25-5397
E-mail yousui@kouiki.shirakawa.jp

総務課

住所 〒961-0975 福島県白河市立石山15番地1
電話 0248-22-1145

衛生課

住所 〒961-0023 福島県白河市亀石1番地
電話 0248-28-3558